

## 岩手県北地域における

### 大山林所有者の林業経営動向

福島康記

(岩手大学農学部)

この報告は、岩手大学農学部演習林報告第五号(昭和四十八年三月)掲載の船越昭治と福島による「木炭生産の崩壊と山村の変貌」のうち福島執筆になる第三章「育林の展開——大山

林所有者の林業経営動向」に沿っておこなった。なお、研究会当日その第三節「人工造林の開始、第四節「山村経済の変貌と育林生産の動向(三五ページ)」を配付した。

この船越・福島論文は、かつての木炭生産県岩手県における木炭生産の展開と崩壊を軸とする山村経済の変貌過程を辿ったものだが、福島に分担した部分は、当然のことながら、船越氏執筆の部分と深く関わっている。

研究会における報告は、時間の制限もあって、むしろ配布資料を補足的に説明するという形で、単純化しておこなったが、「林業経済」に掲載するため、いちおう完結した形に整理した。

一、課 題

岩手県北地域は木炭生産が最も遅くまでおこなわれた地域であり、また名子主的地頭の大山林所有地帯として知られた地域であり、農地改革の評価をめぐってその大山林所有が問題となり、また、船越氏が我が国林業発展のタイプとして先進・不在村商人地主型・用材林生産地帯としての吉野・天竜型に対比させ後進・在村土豪地主型・薪炭生産地帯として岩手・島根型をあげたその中心となる地域である、というように幾つかの意味でそれ自体興味ある研究対象であること、山村経済の変貌過程の中で中小山林所有の問題も重要であるが、この地域に関しては、まず大山林所有が山村経済に対してもつ意義が問題とされるわけである。こういった幾つかの問題点を布石に置きつつ、さしあたり大山林所有者の林野の利用をめぐる実態を明かに

することに前記論文第三章の眼目をおいた。それを幾分とも論理的に整理しつつ、山林所有および山林所有者の林業経営を類型化し、その意義を明かにしようとした。

注(1) 農地改革記録委員会「農地改革顛末概要」、森巖夫など「林野利用—東北地方における農業的・農民的開発の実態」(農政調査委員会「日本の農業—あすへの歩み—五七七」、安永朝海「大規模育林経営の展開をめぐって」(林業経済二二五号)など参照。

(2) 船越昭治「日本林業発展史」一五六—一五七頁参照。

二、地域と山林所有者の概況

この地域は、嘗ては自給的畑作を基礎にして商品生産としては雑穀・豆類の生産、馬産、薪炭生産を三本の柱とした地域であった。現状では、農業生産は畑作酪農(北上川上流)、畑作、畑作果樹(北部)、畑作畜産(下閉伊)の各(畑作)地帯に分化をみせているが、共通して、出稼先は北洋→北海道林業・土建→青森三八地方・土建→京浜工業・土建と推移をみせつつも出稼供給地帯である。

嘗て広大な放牧地を擁した林野は戦後馬産の壊滅とともに樹林地化してゆくが、国道四号線と国鉄東北本線に沿う地域で早くから用材林生産(枕木)がおこなわれ、商人資本の土地所有への転化・土豪的地主との地位もみられ、その自

止、禁伐樹種の設定、木炭生産に対する現物地代の提供、などを内容とする一連の土地管理の措置が強行される。

これに対する農民の抵抗は激烈を極めたが、当初共有権回復のちに入会権確認で争った訴訟が著しく長びき(明治十九年提訴から昭和七年和解成立に至る実に半世紀)、訴訟費用負担や数度にわたる仮処分による林野立入り一切の禁止によって農民は困窮を極め、また自給肥料を欠いたため、耕地地力は年毎に低下した。こういった経緯の中に示されるように、山主の規制が、外延的には農民的土地利用の展開に直接的に敵対し、内包として農民の蓄積を阻害し、農民的土地利用・土地所有の成立・展開を抑圧した。両者の和解は妥協的に成立し、農民は林野の分割利用の権利を獲得するが、一方で地主的土地所有を容認することとなった。放牧地の限定、薪炭林および放牧地の樹木は地主の所有、将来成立する樹木は折半収益、杉・栗に限り地主所有、「やとい」人夫の提供、がその内容である。この事例を典型とする農民の抗争は県北各地で頻発した。訴訟件数で二戸・九戸両郡で四〇件といわれる。地域によっては農民の抵抗はおしつづされ、分割利用の権利すら得られなかった。

この地域では、早くから、地主の用材林・薪炭林管理の強化、「全寄生的な」畜産手作経営および牛馬小作の拡大への指向がみられる。九戸郡山形村のE家のばあい、明治中期、枕木・薪炭その他林産物の需要拡大にともなう山林地代の発生・上昇により、山主Ⅱ所有名儀者の農民の土地利用に対する負課・規制が増強される。山主に提供する「やとい」人夫(一戸一〇人)の倍増、林野の使用収益に対する対価支払、山主の牛馬預託飼育(牛馬小作)、割山新設の許可制・その後禁止、放牧地の立木の禁伐、山林および鬱閉度の高い採草地の火入れ禁

三、林野における地主的土地所有の形成と前 期的経営

のものが多く)をなしているのも、系譜的に当然だが、特徴的である。調査は、ききとりのほか、森林計画の資源調査森林簿を集計整理し、参考とした。なお、各所有者の所有面積は、戦前はより大きなものであった(後述)。各家の現在の職業ないし家計の基礎は、何れもが山林管理をおこなっているにしても、A、Jが商業、Iが素材生産販売と木炭生産と山林収入、Kが木炭生産販売と山林収入、C、D、Lが素材生産販売と山林収入によっているほか、山林収入(立木販売収入)によっている。

注(1) 農林省統計情報部「日本農業の地域構造—畑作部門分析」参照。

農地改革では、地主の所有地の一部が、(例えば、E家約一、二〇〇ha、F家約七〇〇ha、G家三五ha)買収され、農民の所有に移された。しかし、放牧地および薪炭林は買収の対象から除かれたし、牧野解放の樹冠疎密度〇・三の基準によって買収を免かれた採草地も少なくない。これら牧野は、農地改革後も入会地として存続し、従来どおりの利用が続けられた。このような権利関係を背景に、山形村では、農地改革後も「やとい」が継続され、地主の畜産経営の努力ピークを消化するのに使用されてきた。家畜小作は、昭和四十二年の県肉用牛振興対策事業の一環としての雌牛の貸付けによりほぼ止めを刺される。ききとりをおこなった大山林所有者は、山形村を除いて、戦後早い時期に、「やとい」による畜産経営、牛馬小作は消滅したと伝えている。薪炭生産をめぐる前期的経営は、昭和三十年代に消滅した。

筆者は、経営の性格は労働力の性格により(基礎的に)規定されるという観点から、労働関係と労働力の再生産の在り方に着目し、既に見たような森林(林野利用)経営を、直接的に地主的土地所有に基づく労働関係を内包する生産、あるいは地主的土地所有に媒介される、前

然的条件によってスギ人工造林も比較的早くからおこなわれた。北部三陸沿岸地域でも種市などで船材需要に応ずるスギ人工造林が部分的におこなわれ、北上山系内部でも北部の現在農山村とされる地域では沢沿いに幾分ともスギが植林されたが、全体として現在でも広葉樹および天然生アカマツ地帯であり(昭和四十三年現在、人工林率二四%、針葉樹林率三三%)、人工造林は戦後のアカマツの造林を主体としている。

この地域の北上山系に五〇〇ha以上の所有地をもつ大山林所有者の全部のききとり調査をする計画であったが、数例が不在のため洩れ、また、所有者の経営類型を網羅する必要からして数例、五〇〇ha以下の所有者も含まれた。結局久慈市A家(現在三七〇ha所有)、九戸郡軽米町B家(一一〇ha)、種市町C家(四九〇ha)、D家(二〇〇ha)、山形村E家(二、七〇〇ha)、F家(三、〇〇〇haといわれる)G家(二、七〇〇ha)、H家(八五〇ha)、I家(七五〇ha)九戸村J家(三七〇ha)、K家(二八〇ha)、二戸郡二戸町L家(一、〇〇〇ha)、M一族(五二〇ha)、N家(三〇〇ha、青森県に四〇〇ha)の一四家からききとりをおこなった。A家(米穀商を営んでいた)、H家(系譜不明)、J家(呉服商)、M一族(貿易商の系譜)、N家(木材商を営んでいた)の五例を除いて旧地頭・山守の系譜を継ぐものとみられ、所有林家は、N家を除いて主要部分が一団地(一町村内

期的資本による生産を、前期的経営とした。そのような段階の地主的土地所有ないし前期的資本のブルジョアの適応の契機が人工造林であった。

(注) この項については、農村問題調査会「木炭の生産機構」、山形村「入会林野の沿革と現況」など参照。

四、育林の展開—地主経営

戦前から、東北本線に沿った地域で、商人資本の系譜をひく地主により人工造林が進められる事例がみられるが(M、N家)、人工造林の開始は一般的には昭和二十五年以降のことになる。

農地改革を経て農民による農業生産は展開をみ、朝鮮戦争以降労働市場の拡大がみられるが、そういった背景において、莫大な薪炭材売却の収入(II地代)を源資として、用材立木価格の値上り、一方の薪炭材価の低下に対応し、地主による人工造林が進行する。その労働は例外なく、豊富に存在した農民の農閑労働が使用される。調査事例では、育林労働は土地所有を媒介として調達されるものはみられず、資本主義の賃労働とみなされる。地主による育林は、前期的色彩を払拭した経営とみなされる。但し、それは狭小な労働市場、停滞的な技術段階と農民の土地経営の継続存続を前提におき、またそれを条件とする地主経営に外ならない。そ

の生産的活動は低水準である(表一参照)。困難なく確保される農民労働力の範囲で育林がおこなわれるためであり、また、育林が土地所有者(地代寄生者)の部分的な行為として、地代取得の延長として位置づけられるためである。それが家計消費に結びつく行為であるため、当初はむしろ所有規模のより小さい、天然林地代収入の少ない階層の育林が活発である。もっとも、地主の系譜に関連すると思われる所有者の意識、所有目的により活動水準に差違がある。投資目的で土地を求めたM家は戦前から活発に造林をし、商人資本系譜のA、J両家とも林地の造林地化に熱心である。また、豪農的なB家の早くからの植林活動も注目される。さらに素材生産に進出した所有者達の育林活動水準も相対的には高い。しかし、多くの所有者の従来の土地所有に寄生する旧土豪の性格からして、生産的活動の水準は低く、育林は土地所有資格の延長的な行為として認識されるにすぎない。

地主経営の典型はN家にみることができよう。その所有地は集落に接して分散しており、作業量を限って周辺集落の農民の共同労働に類似する労働過程を年々維持することによって造林を進めている事例である。

また、山形村の巨大地主であり戦後自作農創設に関心を示したより開明的な地主E家のばあい、造林の労働組織の形成維持が可能であった

が、寄生的地主G家では早くから域内農民の流出を結果させ、造林が自力では進まない、といった事態がみられるのは興味深い。

この地域の地主経営は、日本経済の資本主義的展開と、まさにその過程そのものとしての農民層分解の進行とともに活発化するが、それら過程の深化とともに停滞に陥るのである。

ところで、育林の地主経営は、まさに地主のブルジョア的な対応形態でありその限りにおいて資本主義的経営であるが、いうまでもなく、それは林業(育林)における本来的な産業資本の形成を意味しない。農(林)業における産業資本の形成は、

- ① 土地移動の自由
- ② 土地所有と経営の分離
- ③ 資本制地代の成立
- ④ いわゆる三分割制の成立

という過程に示されている。この過程が最も典型的なコースをとって展開したイギリスにおいても、その歴史的な形成は数世紀にわたる緩慢な過程であった。われわれは、育林については、そのイギリス型のコースに対してプロシヤ型のコースを想起すべきである。林業に関して深尾清造氏の論説が参考となる。

育林経営においては土地所有者と資本家は人格的に一致し、またそれを前提としてのみ育林がおこなわれる。その経営においては、利潤と

表1 調査林家の造林の推移

保有山林規模	年分	新植面積		1戸当り新植面積	
		年計	平均年計	年計	平均年計
500ha以下 (8家)	昭26~30	95.2	19.0	2.4	0.93
	31~35	207.0	41.4	5.2	2.04
	36~40	128.9	25.8	3.2	1.25
	41~43	98.1	32.7	4.1	1.61
500~1,000ha (3家)	26~30	62.7	12.5	4.2	0.60
	31~35	99.8	20.0	6.7	0.96
	36~40	140.1	28.0	9.3	1.34
	41~43	23.2	7.7	2.6	0.37
1,000ha以上 (3家)	26~30	—	—	—	—
	31~35	77.3	15.5	5.2	0.26
	36~40	265.4	53.1	17.7	0.88
	41~43	190.4	63.5	21.2	1.05
計 (14家)	26~30	157.9	31.6	—	—
	31~35	384.1	76.8	—	—
	36~40	534.4	106.9	—	—
	41~43	311.7	103.9	—	—

注) 1 所有者別森林簿より作成、森林簿によって確認できた保有山林について集計した。その面積は500ha以下層8林家、2,041ha、500~1,000ha層3林家、2,082ha、1,000ha以上層3林家、6,021ha、合計19,144haである。  
2 新植面積率=年新植面積/保有山林面積×100。

地代の癒合したもの合計が資本利子と地代として認識され、そのようなものとしての地代の獲得が経営の目的とされる。たとえ土地所有者が素材生産部門に進出しようと、その育林部門については事情は変わらない。

歴史的には、地主経営は、封建領主の封建的な土地所有を典型とする地主的土地所有が「資本主義に適応して変容させられた形態」と考えられる。

鈴木尚夫氏は、林業の本来的な生産関係の間

題は産業資本としての素材生産資本と土地所有との矛盾の対抗の中にあり、育林は土地所有者のおこなう土地改良に類似した行為であるとして、育林経営は歴史的形態としての地主経営であるとする見解を強く拒否している。筆者は、現段階での林業の総体の事実的認識の問題として、鈴木氏の業績を高く評価するものである。鈴木氏の「育林資本は、利子生み資本として觀念され、現実にそのように機能する」という精緻な論証は説得的である。しかし、それが林業

の技術的性格によっていかに固定的な関係とみえようとも、歴史的段階的な問題として理解すべきである。まさに、佐野宏哉氏がいわれるように、「立木は利子生み資本の形態として適格性をそなえている」。物神化の権化、その一典型がここに示されているにしても、育林資本が利子生み資本に類似化される前提は、それが既に見てきたようなものとして、独自の再生産過程をもたなかったが故に機能的資本としての発展の内的契機が稀薄であった事実関係にある。地主による立木支配の私的・恣意的性格は、その前提が崩壊するとき変更を迫られないとはいえない。

- 注(1) 椎名重明「農業における産業資本の形成」(「西洋経済史講座」II所収)、二二一~二二三頁参照。
- (2) 深尾清造「林業における領主経営の展開と地主制の形成」(「林業経済」二二三号)、同「地主的経営の資本主義化」(「林業経済」二二九号)。
- (3) ドイツ経営学の伝統といえる地代と利潤の癒合した地主的な土地利用を対象としたブリクマンの「農業経営経済学」の次のような記述を参照されよ。
- 「凡ゆる農業経営の目的」として出来る限り高い費用及び利子控除の純収益換言すれば出来るだけ高い地代を挙げなければならぬ」(大槻正男訳本、一八~一九頁)。
- (4) 栗原百寿「農業問題入門」、二四~二五頁

- (5) 例えば、鈴木尚夫「山村における農民層分解と林業問題」(「林業経済」二四六号)など参照。
- (6) 鈴木尚夫「林業経済論序説」第一編第二章参照。
- (7) 佐野宏哉「日本林業の構造分析試論」(「林業経済」一七五号)。

### 五 地主の積極的な対応形態

地主は、その経営の縮小を余儀なくされた近年の事態にどう対応したか。

まず、所有地の一部を県・造林公社・森林開発公社に貸付けるものが増し、全体としてその面積を増加させている。その、いわゆる機関造林の展開の経緯についてはのちにみることにし、まず地主の積極的な対応の事例をみてみよう。

L家は、昭和二十四年頃より枕木材の生産をはじめた(抜伐り)。三十五年より皆伐を開始、同年有限会社を設立し、また年一〇haの規模で人工造林をはじめている。四十二年伐木および造林事業それに山林管理の管理組織を整備確立(課制—職員五人)、また、それまでの多数の人夫の雇用から、伐採夫八、搬出夫八、造林夫六の継続雇用—請負賃金による雇用にきりかえた。この経営では、労働者のある程度の職種間流動就労によって通常の雇用を可能にし、また育林作業量もとくに減少させず維持している。

これらの機関造林の展開が大所有者の個別経営にもつ意義は大きなものがある。結論的にいえば、機関造林の大規模な展開によって、漸次固定的な請負組織が編成され、新たな労働者層が形成し、縮小を余儀なくされてきた地主による育林経営に機関造林が代位することになるのである。

山形村のE家の所有地の造林に関してその経緯をみると、造林全作業量(機関造林+自力造林)の累積する四十二年頃労働力の質的变化が起っている。それまで七〜八〇人の多人数が出労していたのが、出稼の激増で人数が激減し、一方労働者の就労日数が増加し、顔振れが固定化してきた。木炭生産の崩壊後、土建や林業の地場賃労働を流動する農家の農閑期の労働力が、全体として賃労働日数を増加させ、造林作業に継続的に従事するようになり、作業に馴れ技能を向上し、機械も使用するようになった。

在来の山村の過剰人口という存在を脱し、農民の臨時的賃労働や雑多な就業先を流動する労働者層と一線を画する労働者層の形成をそこにみる事ができるのである。この事態は、地場林業労働市場の拡大と併行して進んだ。この労働組織には、隣接部落さらには隣の葛巻町の人達が加わった。一方、活動範囲が全村あるいは久慈市に及ぶ事態を結果した。久慈市のA家では、周辺の日雇に頼むより、日当は高くても得であるとして、この労働組織に自力の造林を任

育林労働者の労働管理は職員がおこなうが、みな森林組合の労務班員であり、著しい限定性がつきまとうにしても、経営は造林を含め全体として中小企業レベルに達したものとみなされる。素材生産への進出を契機とする、地主のよりブルジョア的な対応の事例であろう。

この事例について、その育林経営を資本主義的経営と、前記論文および研究会の席で述べた。勇み足ではないかとの質問を受けたが、それを認めざるを得ない。育林に、依然地主経営の範囲に属すること、既記のとおりである。

次の対応類型は、B、C、D、I家の経営にみられる。間伐を含めた中小径木の伐出と育林を併せた作業を家族と一二人の年雇を中核とし数人の継続のないし断続的雇用の労働力で編成された労働組織でこなす富農的形態ともいべき経営である。何れもチェーンソー、刈払機など小機械を使用し、トラックやジープにウインチをつけて使用する例(C、I家)を含んでいる。農民労働力の流出に対応し、資本主義的小経営として経営を再編した事例である。亜種として育林のみをおこなうJ家の例、製炭経営をおこなうK家の例がある。

これらの何れもが(L家のばあいを含み、所有規模の小さいB家を除き)、所有地の一部を機関造林に付託し、経営地を経営内に確保できる労働力の範囲に限定しているのが特徴的である。経営の性格を表現する事実であるといえよう。

なお、E家の自力造林は、むしろこの労働組織維持のため、県行造林の計画に補充的に実施されている。そののみか、機関造林の労働組織の形成が、自らの資金による造林開始の契機になっている。

岩手県では、機関造林の労働組織として、県行造林のそれ(造林事業協同組合傘下)と森林組合労務班の二系統があるのが特徴である。もちろん、何れにも属さないものも少なくない。労働力と労働過程のタイプとしては、概括的にいえば、半農型労働者により編成される農民の共同労働的労働組織と、専業またはそれに近い労働者の固定的な労働組織の二つに分けることができる。後者のタイプのシエアの拡大が近年の傾向であった。森組労務班は、地域においては後発的形態であり半農型の性格のより強い労働者が多いが、後者のタイプのものもみられるようになっていく。

機関造林は、このようにして、資本制的諸関係を進展させ、地主経営に代位した。自らの経営部分を再編成し、新たな事態に対応しようとするものも少なくなかったが、共通して、遠隔地・飛地を機関造林に付託し、単なる地代取得者となる事態がみられた(表二参照)。

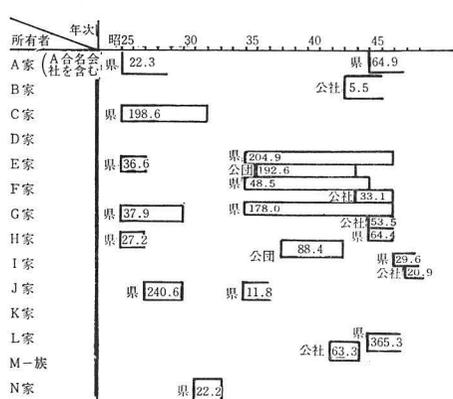
機関造林は資本主義的諸関係を推し進めたが、幾つかの問題点が指摘できる。矛盾点の第一は、生産力の現段階を反映し土地所有の制約から免れえないことである。生産期間の長期性

### 六 機関造林の展開

岩手県においても、昭和三十年代後半以降の私営造林のおちこみを下支えするものが、森林開発公社・県・造林公社など公的機関による、いわゆる機関造林であった。

久慈市および九戸・二戸両郡は、公団造林が少ないが、県行造林は県平均のレベルで進み、公社造林も急速にのびてきた。地域の大山林所有者の林地にも、二十五年水源涵養県行造林、三十五〜六年新県行造林への再編成・公団造林の開始、それに四〇年代の県・公社造林の拡大という三段の施策がストレートに及んでいる(図一)。

森林所有者別公的機関による造林実績



注) 1. 図には、施行主体と年次別新植面積(造林と契約面積および年次の双方がある)を示す。面積の単位はha。  
2. 公団、公社調べ。

からする利潤率の低さは公的投資だから問われず、その意味でこそ投資がされるものの、所有地片の零細と契約の締結および更新の恣意性の二点で、対象地は分断され生産力の発展は著しく制約されざるを得ない。機関造林は、所詮、資源造成的投資であり、地主対資本の矛盾対立関係における国家独占資本主義段階での妥協的結節点を示すものといえよう。

このようなものであるからこそ、いわゆる「三分割制」を形態的に推し進めその意義を部分的に先取りはするものの、地代の高額(収益分収で四〇%)、国による地方財政・公営企業の締めつけによって、機関造林の資本・賃労働関係に商人資本的性格が強付与される。岩手県では、県行造林契約対象地の零細化につれ管理事務が累積する一方職員が削減されはしてもふえることがなく、直営から請負さらに委託という方式に進んだ。労働者低賃金は相変らな

### 七 展望

地主による個別的な積極的な対応形態および機関造林は、山村の資本制的関係を推進したが、それらは今後いかなる展開をみせるだろうか。

地域の林業労働力は、労働者の多数が自身の農繁期就農を前提としなければならぬ規模の農地をもち(中農層が少なくない)、家族構成から

表2 調査林家の山林の状況

林家	所有山林 面積 ①	機関造林		保有山林状況		
		面積 ②	③ (②/①)	面積 ④	人工林 率 ⑤	針葉樹 率⑥
A	5	2	3	4	5	6
B	3	1	1	2	4	8
C	5	3	5	4	3	7
D	3	—	—	3	6	7
E	8	5	2	8	2	4
F	8	2	1	7	1	2
G	8	4	1	8	1	2
H	6	3	2	6	3	3
I	6	1	1	6	1	1
J	5	4	4	3	6	7
K	5	—	—	5	2	5
L	6	5	6	5	2	2
M	6	—	—	6	4	5
N	6	1	1	4	2	3

注) 1 面積および比率は、いずれも階層によつて示した。階層区分は、面積は1…0-50ha, 2…50-100ha, 3…100-200ha, 4…200-300ha, 5…300-500ha, 6…500-1,000ha, 7…1,000-2,000ha, 8…2,000-3,000ha, 比率は、1…0-10%, 2…10-20%, 3…20-30%, 4…30-40%, 5…40-50%, 6…50-60%, 7…60-70%, 8…70-80%。  
2 ④は、昭和43年県作成の森林簿による面積から、その後契約の機関造林面積を差し引いたもの。森林簿によつて保有が確認できたもののみであるから実態からはなれるばあいがある。  
3 ⑤、⑥は、上記森林簿の人工林および針葉樹林面積を④で除して算出したものである。

して出稼に出られない、年令的には中高年令層あるいは女子、というように著しく地域滞留性の高い労働力である。

林業労働市場は、大きくは、大企業の臨時工・日雇工、下請・中小企業、土建、農林業などの不安定雇用、低賃金を特徴とする労働市場に包含される。それらは、我が国特有の中核的産業における年功序列終身雇用型労働市場を前提的に置き、その基礎をなしていることは周知のとおりである。

これまでみてきたような「新たな賃労働者層の形成」は、あくまでこのような枠組の中の農民層分解—賃金労働者化であることに充分注意する必要がある。それらの上部構造として

は、資源政策、土地所有を想起してよいであろう。

ここで、昭三十九〜四十年の戦後最大といわれる不況が、我が国の高度経済成長の起動力となつた過当競争的体質にピリオドを打ち、都市

銀行の合併を含む新しい寡占体制の確立を結果したことに注目しなければならぬ。それまで幾分とも縮小傾向をみせていた各種賃金格差—企業規模間の賃金格差、常用労働者の日雇労働者に対する賃金格差などが再び拡大する傾向が定着した。その一方、初任給の上昇、大企業の組織労働者の賃金上昇は著しいものがある。インフレーションはますます進行するであろう。林業労働者はますます困難な事態に追いこまれるに違いない。経済の不況期に還流する労働力はあるにしても、長期的には、林業労働者は補充されず、老令化は必至である。地場の狭小な労働市場を前提とする地主の資本主義的経営も、全体としては先細りである。安上りの資源政策の再検討を促すとともに、組織労働者の運動における日雇労働者層の前途に対する配慮を望みたい。

注(1) 昭和四十七年度「労働白書」の付表、たとえば第三二表などを参照されたい。